



社会福祉施設等における利用者の 安全確保及び非常災害時の体制整備 について

三重県健康福祉部

～本日の内容～

- 平成28年8月31日岩手県の認知症
高齢者グループホームで災害発生
- 平成28年9月9日付で厚生労働省から
通知発出
 - ・ 介護保険施設等、障害者支援施設等、児童福祉施設等、救護施設等における利用者の安全確保
及び非常災害時の体制整備の強化徹底について
- 通知のポイントと今後の取組



厚生労働省通知のポイントについて

ポイント 1

- ・ 情報の把握及び避難の判断

ポイント 2

- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難計画について

情報の把握及び避難の判断

- 施設等の管理者を含む職員は、日頃から以下の点に留意
 - ・ 気象情報等公的機関による情報把握に努める
 - ・ 市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」等の情報について確実に把握
 - ・ 利用者の安全を確保するための行動をとる
→災害時に市町が発令する情報等を入手する方法について、停電等の場合も含め、予め市町に確認すること

非常災害対策計画の策定及び避難訓練

- 施設等は非常災害に関する具体的な計画（「非常災害対策計画」）を定めることとされている
- ・ 火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画
→必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等
地域の実情に鑑みた災害にも対処できるもの

非常災害対策計画の策定及び避難訓練

- 非常災害対策計画は施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること

【具体的な項目例】

- ・ 施設等の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・ 避難を開始する時期、判断基準
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統
- ・ 関係機関との連携体制 等

※地域の関係者と連携及び協力して策定

非常災害対策計画の策定及び避難訓練

- 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと
 - ※夜間など混乱が想定される状況にも対応できるように訓練を実施すること
- 災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報を施設内で共有すること

非常災害対策計画の策定及び避難訓練

- 非常災害対策計画策定の参考資料
 - ・ 「防災ガイドBOOK（震災対応編）」
全国グループホーム団体連合会 <http://gh-japan.net/>
 - ・ 「指定障害者福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』策定の手引き」
愛知県健康福祉部
<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/>
 - ・ 「保育施設のための防災ハンドブック」
経済産業省
www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/bousai2.pdf

今後の取組

- 国・県の通知や参考資料などを参考に、利用者の安全確保のため、非常災害対策の体制整備の強化等への取組をお願いしたい。

【特にお願いしたい事項】

- ・ 非常災害対策計画の策定、再点検
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 実施状況調査への回答